資料2-1

第３回諏訪東京理科大学公立化等検討協議会　会議録（概要）

日時：平成28年4月28日(木)
午後3時15分～午後5時00分
場所：諏訪市役所　５階大会議室

【出席者】

岡 谷 市　：　今井市長、岡本企画課長
諏 訪 市　：　金子市長、前田企画政策課長
下諏訪町　：　青木町長、山田総務課長
富士見町　：　小林町長、植松総務課長
原　　村　：　五味村長、折井総務課長
長 野 県　：　青木県民文化部長、青木私学・高等教育課長、竹内私学・高等教育課企画幹兼課長補佐
茅 野 市　：　柳平市長、樋口副市長、柿澤企画総務部長、小平企画戦略課長、
加賀美大学準備室室長、牛山係長、内山係長　金井主事
大　　学　：　(学校法人東京理科大学）森口理事長特別補佐
(諏訪東京理科大学）河村学長、入江事務部長、牛山事務部次長
広域連合事務局　：　宮坂事務局長、林企画総務課長

【公開・非公開の別】

一部非公開

【会議内容】

１　開会
２　会長あいさつ
３　報告事項
(1) 第２回諏訪東京理科大学公立化等検討協議会の会議結果について
≪事務局（茅野市）から報告「資料１」≫

(2) 第１回及び第２回諏訪東京理科大学公立化等検討有識者会議の会議結果について
≪事務局（茅野市）から報告「資料２-１～２-５」≫

報告事項に対する質疑応答

Q．協議会や有識者会議で良い意見がたくさん出ているが、それに対する大学側の考え方はどうか。
A．貴重な意見をたくさんいただいているので、しっかり受け止め今後の中で活かしていきたいと考えている。
(Aに対する回答)　公立化を行っていく中で答えを出してくことも大事であるが、公立化前にはっきりと答えを出しておくことも必要である。誠意をもって対応していただきたい。

Q．有識者会議の資料2-3中の「交付金について」という質問について、例えば長期的に見たとき、国の財政が厳しくなり、あるいは他の私立大学の公立化が進んでいくと、国では、公立化は早い者勝ちという形になるのではないか。
　また、東京理科大学はスタートアップ時に具体的に何をしてくれるのか。また、開学後はどのような連携をしてくれるのか。
A．既に公立化している大学に対して、運営に支障が出るような形で交付税がどんどん減っていくというのは一般的には考えにくいし、完全に無くなるというのも想定しにくい。しかし、ただ単に交付金が出るから公立化を行うというのではなく、しっかりと経営努力をしていく必要があると考えている。
　東京理科大学の支援については、今後、個別に議論をしていくことになるが、100%バックアップしていきたいと思っている。スタートアップ時の支援については、引き渡しの時点で、公立大学としてスタートできるようにしっかりと整備していきたいと思っている。また、開学後の東京理科大学との関係については、姉妹校協定を結び、教員の人的交流や研究の連携などが考えられる。

Q．私立大学の公立化に対する国の方針が、早い者勝ちで公立化を認め、一定程度の財源が無くなったらそこでやめ、既に認められている大学のみが継続していく、というものだとすれば、公立化の努力をしていくのもわかるが、公立化を無制限に認め、それに伴い交付金が減り続けていくというものだとすれば、どの大学も潰れてしまうと思う。国ではどのように考えているのか。程度の問題ではあるが、将来的に交付金が半額まで下がった場合、今の定員300人という学生数で学校を運営していくのは難しいのではないか。

A．現在、公立化を行った大学については、基本的には公設民営方式で設置した大学であり、単純な私立大学が公立化することはないと考えられる。また、公立大学法人制度を新たに設けてはいるが、地域創生という観点から見ても、個々の私立大学と地方公共団体とがしっかり議論を行い、運営をしていくことができるという判断をしたものについて、国と相談をするということになるので、無制限に公立大学が増えていくというものではない。

（補足）　公立大学法人に対する交付税措置についての国の考え方は、平成28年2月24日の衆議院の総務委員会の中で、総務副大臣が「公立大学については地域における人材育成、研究成果の地元産業界への還元といった公共的性格を強くもっている。このような観点からも、設置者である自治体が責任をもって運営できるよう交付税制度を適用して支援している。」と政府答弁を行っており、公立大学になった際には地域貢献、地元への影響が格段に違うので総務省として交付税を使いきちんと支援を行っていく、と考えている。

Q．諏訪東京理科大学との連携について、連携を行うにあたっては費用負担が出てくるが、東京理科大学としてはどのように考えているのか。

A．研究において連携をするというのは、基本的にはWin-Winの関係が前提となってくるが、例えば、東京理科大学としては、実験フィールドを広げるというメリットがあり、仮に公立大学法人を設立するとすれば、公立大学法人としては、東京理科大学と連携することによるメリットがあり、その中でそれぞれが、費用負担をしていくことになる。連携というのは、それぞれが負担をしながら連携し相乗効果を上げていく、というものであるので、コスト負担というよりは、それぞれが研究に対し必要な経費を支出していくと考えている。

Q．人的な支援について、東京理科大学の中でこの分野はこの先生が良いというような形で人選をし、諏訪東京理科大学に対し支援を行うことがあるのか。

A．共同研究という形であれば、それぞれの大学に属しながら研究を行っていくことになる。具体的な人事交流については、東京理科大学の教員が公立大学法人の教員として交流をすることも当然ありえる。

（Aに対する回答）　現在も様々な協力をいただいているところではあるが、これから先においてもIT分野の教育や、グローバル教育など、多くの分野で先進性のある東京理科大学と連携をしながら、しっかりした教育に取り組んでいけるように、お願いをしていきたいと思っている。

Q．姉妹校の協定について、山口東京理科大学では姉妹校の協定をしているのか。

A．既にしている。（実際には、現段階では包括的連携協定を結んでいるのみで、姉妹校協定については今後結ぶ予定と、後で回答）

４　協議事項

⑴　諏訪東京理科大学の公立化について

≪事務局（茅野市）から説明「資料３～９」≫

質疑応答　**資料３（有識者会議での意見）について**

質疑なし

質疑応答　**資料４（公立大学法人の設置）について**

質疑なし

質疑応答　**資料５、６（一部事務組合と広域連合の違い）について**

Q．設置形態については、複数の市町村による広域連合や一部事務組合、または単独市町村による設置がある。複数の市町村による設置の場合、担う役割の範囲が広い広域連合ではなく、学校の運営という部分に特化し、管理・監督責任を持たせられる一部事務組合の方が良いと考えている。

大学の所在する茅野市の単独による設置、それから広域連合や一部事務組合のような複数の市町村による設置について、茅野市はどのように考えているのか。

A．諏訪圏域の大学として、６市町村や県と協力をしながらやっていきたいと考えており、茅野市が単独で行うことについては考えていない。一部事務組合か広域連合かについては、それぞれメリット・デメリットがあると思うが、この検討協議会の中で議論をしていければと考えている。

Q．諏訪東京理科大学の主体を考えた時に、具体的な長短の比較があればいいなと思う。国の見解として、一部事務組合は整理されるべきとされている。そのような中、広域連合は既に議会も設置されており、会議のセットもされている中で理科大の扱いも決まってくる。しかし、新しく一部事務組合を設置するとすれば、新たに議会の設置や会議日程の調整など事務も煩雑になると思われる。

一方で、今回の場合、設立の経過から見ても茅野市が中心となり、県の支援を受けながら進んできているということだが、これから先に起きてくる状況を想定したメリット・デメリット表のようなものがあるといい。

A．これからの展開を見据えて一部事務組合か広域連合か、というのは議論の中で検討していきたいと思う。

Q．資料６の中で、広域連合の設置の目的等に、国からの権限移譲の受け入れ体制を整備する、とあるが、大学設置に関して国からの権限移譲の体制がある、ということがメリットとなるような、具体的な想定があるかどうか。

A．今後の議論の中で必要があれば資料も出したいと思うが、この場でのコメントは控えさせていただきたい。

Q．先ほど、スタートアップ時の支援についてお答えいただいたが、開学にあたり６市町村の費用負担は発生しないという認識でいいのか。今後、様々な検討していくことになるとは思うが、そのあたりの感触を教えてほしい。

A．具体的な話となると、現段階で答えるのは難しいが、引き渡しをするに当たっては万全の状態にしていきたいと思っている。東京理科大学として法人としての支援については、今後、更に議論をしていきたいと考えている。

Q．どのような設置形態であっても、県の関与は必要不可欠となってくる。現段階で考えている、県の支援・関与についてはどのようなものなのか。

A．今後、具体的な議論をしていく中で決めていくことになるとは思うが、文字通り「大学運営の関与」という形での支援を考えている。例えば、仮に公立大学法人を設置するとなれば、法人の運営にあたり役員を県から派遣する、といったことが考えられる。また、既存の大学も新設の大学もそうであるが、県内の高等教育の魅力をいかに高めていくか、県内の方々と相談しながら、どういう形が望ましいかを一緒に考えていきたい。

Q．一部事務組合に県も入ってほしいと思っている。

A．県の基本的な立場は、地元の市町村を支援するというものである。設置者という立場になると、むしろ支援の幅が狭まってしまうと考えており、県としては設置者という形では参加しない。しかし、諏訪東京理科大学が地域に根付いた大学として、さらに発展していくよう県としての支援をさらに検討していきたい。

（Aに対する回答）　大学に県が関与していることが大学の信用に繋がっていくのではないかと、強く思っているため、県の支援を是非お願いしたい。

Q．法人として自立する際に、一番重要になってくるのは法人の経営力である。従って理事長の経営者としての考え方やビジョンが大切である。今後、色々なところから支援を受けるようになるとは思うが、学校自身が、しっかりと運営していくことのできる経営形態となることが大事であると思う。これから先の大学の経営に対する考え方や決意についてどのように考えているのか。

A．公立大学法人を設置するとなれば、県や東京理科大学からの理事の派遣も可能となってくる。例えば、経営に強い人を理事として選出したり、大学運営のノウハウのある県や東京理科大学から理事を派遣してもらったりすることができる。これから先の大学の経営については、そういった理事会の中で、経営方針をしっかり決めてやっていければと考えている。

Q．資料４を見ると、公立大学法人を設置することのメリットが多いように感じる。そのような中で、資料７中の釧路公立大学については、公立大学法人を置かず直営でやっているが、どのような意図があるのか。

A．どのような経緯かは調べさせていただければと思う。

公立大学法人を設置する場合についても課題があり、例えば、一部事務組合の直営の場合は地方公共団体のチェックを直接受けるようになるが、一方で公立大学法人を設置した場合、法人はある程度独立した経営をすることとなってくる。もちろん公立大学法人も設置主体である一部事務組合のチェックを受けるようになるが、どのように公立大学法人の経営をチェックしていくかが課題となってくる。そのあたりを含めて、公立大学法人の設置については研究していきたいと考えている。

（補足）その当時は公立大学法人制度が無いので、直営で行っている可能性がある。

Q．大学の運営において、理事会の位置づけは非常に大事になってくると思うが、大学からの理事の派遣についてどのように考えているのか。

公立鳥取環境大学については、県も設立団体となっているが、どのような関わり方をしているのか。

A．東京理科大学の方からも、理事を派遣させていただく。

A．公立鳥取環境大学については、一部事務組合ではなく、県と鳥取市の協議会方式で設置をしている。協議会方式での法人の設置は課題があり、一部事務組合のように組合長がいて責任の所在がはっきりしている方が運営をしやすいと考えられる。

質疑応答　資料７、８（公立大学への移行例）について

質疑なし

質疑応答　資料９（公立大学法人の概要）について

Q．資料９について、どの部分が必置となってくるのか。

A．地方公共団体については、評価委員会が必置となっている。公立大学法人については、理事会の設置は定款で定めることになっており必置ではなく、経営審議機関、教育研究審議機関については必置となっている。

質疑応答　諏訪東京理科大学の公立化について

《協議会会長》

大学の存続させるために、６市町村で公立化を進めていくという決定をしてよいか。

A．有識者会議の中でも、人材育成・地域経済の活性化への期待が非常に大きく大学の存続には異議がなく、検討協議会においても公立化へ向けた検討を進めていかなければならないと考えている。これから先で様々な議論を積み重ね、公立化を進めていくということについて異議はない。

A．公立化に向けて協議をしていくという方向にあることは共通認識である。ただ、慎重にやらなければならない部分もあり、今日提示された資料を基に今後さらに検討をし、できるだけ早い段階で結論を出していければと考えていると考えている。今日のところでは、公立化をしていくという結論を出すことができると思うので、次へ向けてのスケジュールを示してほしい。

《協議会会長》
　ポイントになってくるのは、どのような形態で設置していくか、また各市町村の負担割合についても議論をしていかなければならない。それから、直営にするのか法人を作るのかについても議論をしていかなければならない。公立化をするのであれば、長引かせないほうが良いと感じている。今回の協議会では公立化していくということに賛同していただき、次回よりつめた議論をし、設置形態、直営か法人設立かについて決めていければと思っている。

Ａ．設立当初も公設民営という経過からも、存続させることを前提に考えると、公立化をすることは合意ができると思う。また、設立当初も四年制大学化するときも県から出資をしていただいている。そのような経緯を考えると、県の参画についても柔軟に考えてほしい。
Ａ．今回の協議会の中で、様々な意見にあったように公立化に向けて今後進めていくということで、方向性を出したということで理解してよいと思う。

《協議会会長》
　６市町村で力強く公立化をしていくということで、ご確認をお願いしたい。
　そのポイントとなる、設置主体をどうするか、大学の運営をどうするかについては次回の検討会議につなげさせていただきたいと思う。
《東京理科大学》
　このような形で進めていただければ、東京理科大学としても非常にありがたいと思っているので、よろしくお願いします。

⑵その他について（非公開）

５　その他（非公開）

当日の検討協議会で確認された事項

■　諏訪東京理科大学の公立化について決定。
■　次回は、設置形態や公立大学法人の設置についての議論に移っていく。

６　閉会